

関前サッカークラブ規約

1. 名称 この団を称して、『関前サッカークラブ』とする。
2. 目的 子供たちがサッカーの楽しさと技術を学び、合わせて、親睦と交流をはかり健全な心と体の成長を期する。
3. 趣意
 - (1) 本団体の目的に賛同する子供たちの自由な集まりであり、自己練成の場である。
 - (2) スポーツマンとしての礼儀、特に挨拶、言葉づかいに気をつけ、謙虚な態度と思いやりの精神を重んじ、自分勝手な行動を慎む。
 - (3) 学校教育の教育課程と異なる。
校庭使用の際など、学校教育に支障をきたさないよう十分気をつける。
4. 資格 サッカーを愛する小学一年生以上とし、保護者の承諾を得たものとする。
5. 役員及び世話人
 - (1) 次の役員を置く。
団長、マネージャー、会計、書記、顧問。
 - (2) 役員会とは役員の他に監督、コーチ、世話人で構成される。
 - (3) 各学年に世話人を置く。
6. 総会
 - (1) 総会は、年度毎に開き、前年度の会計並びに事業報告をし、及び、団長の承認、予算の審議、規約の改正その他必要な事項を審議する。
 - (2) 総会は、団員保護者数3分の1の出席により成立する。
 - (3) 総会は、委任状をもって出席と認めるものとする。
(平成2年5月19日改正)
7. 運営
 - (1) この団は、すべての保護者のボランティアで運営されている。
 - (2) 運営は、役員の合議によるものとする。
 - (3) 運営費は、団費によって賄う。
 - (4) 団員の登録にあたっては、必ずスポーツ安全傷害保険に加入する。
8. 規律 団員は次の規律を守り、仲良くクラブ活動を盛り上げるよう、心がける。
 - (1) 準備、後片付けは、全員で行なう。
 - (2) 集合時刻、解散時刻を守り、連絡無しに遅れない。
 - (3) 解散後は、各家庭に直行する。
 - (4) 必要以上の金銭の持参を禁ずる。
 - (5) 運動用具及び学校の施設を大切に使う。
 - (6) 自転車で学校に来ない。
 - (7) 挨拶をしっかりする。
9. 付則
 - (1) 本団は昭和60年4月1日を持って発足とする。
 - (2) この規約は、平成元年6月3日をもって施行する。
 - (3) ここに定めない事項は、その都度役員会の協議によって定める。
 - (4) この規約は、平成12年4月15日団名変更、及び改正。